

東部リハビリテーション連絡協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、「東部リハビリテーション連絡協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、高齢者や障害者およびその家族が、できる限り住み慣れた地域でいきいきと生活を続けることができるよう、保健・医療・福祉・介護・教育などのリハビリテーション関係者のネットワークづくりや人材育成など、地域リハビリテーションの推進に取り組むことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多職種連携のための研修会の企画・運営
- (2) 地域のニーズに応じた市民向け講演会等の企画・運営
- (3) 社会資源情報の集約・発信
- (4) 各種地域活動への参加に関する事項
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 組 織

(会員)

第4条 本会の会員は、門司区、小倉北区、小倉南区の保健・医療・福祉・介護・教育分野に従事するもので、本会の趣旨、目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第5条 入会しようとするものは、入会届を会長に提出する。

2 会員としての登録期間は、次の定例総会までの期間（最大2年間）とする。

(更新)

第6条 会員の継続を希望する者は、登録期間末日までに、更新の意思を本会事務局に伝えるものとする。

(退会)

第7条 本会を退会する場合には、退会届を本会事務局へ提出して、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第8条 以下の場合に該当したときは、会員資格を喪失したものとする。

- (1) 退会届が提出されたとき
- (2) 登録期間の満了までに更新の意思が示されないとき
- (3) 会員が死亡したとき、または本会の活動が停止したとき

(守秘義務)

第9条 会員は、活動を通じて知り得た職務上の秘密、個人情報について、他に漏洩し、または他の目的に利用してはならない。

(役員)

第10条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長1名 (2) 副会長1名
- 2 前項に掲げる役員は、運営委員の互選により選任する。
- 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員任期は前任者（又は現任者）の残任期間とする。

(役員職務)

第11条 役員職務は以下のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第3章 運営体制

(会議)

第12条 本会の会議は、総会及び運営委員会とし、総会は定例総会及び臨時総会とする。

(会議の開催)

第13条 定例総会は隔年開催とし、臨時総会は必要に応じ開催する。

2 運営委員会及び部会は、適時必要なときに開催する。

(議決の定数)

第14条 会議の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。

(総会の議決事項)

第15条 総会は次の事項を議決する。

(1) 事業計画の承認

(2) その他会長が付議した事項

(運営委員会)

第16条 第3条に掲げる事業を企画・運営するために運営委員会を置く。

2 運営委員会は、会長、副会長、運営委員をもって構成する。

3 運営委員は、会員の中から選出する。

4 運営委員会は会長が召集し、その議長となる。

5 運営委員会は総会の議決した事項の実施に関すること及びその他総会の議決を要しない業務の実施に関して議決する。

(部会)

第17条 会長は、必要に応じて運営委員会の下に部会を設置することができる。

2 部会は、運営委員会において選出した者をもって構成する。

(会則の変更)

第18条 本会則を改正しようとするときは、総会において、出席者の過半数の同意を得なければならない。

(事務局)

第19条 本会の事務局は、「保健福祉局地域リハビリテーション推進課」に置く。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。

附 則 本会則は、令和3年11月30日から施行する。